環　　境　　課

環境課は、地域での環境に関する実践活動や教育を推進するための「環境活動推進事業」、大気や水質の保全を図るための「公害対策事業」、廃棄物の適正処理を確保するための「廃棄物対策事業」、及び温泉の適正利用や資源保護のための「温泉保護適正利用事業」などを主な業務としている。

1　環境活動推進事業

（1）環境保全活動支援事業費補助金制度
（2）やまなしエコティーチャーの派遣事業
（3）やまなしエコライフ県民運動推進事業
（4）やまなしクリーンキャンペーンの推進
（5）環境教育
　①水生生物調査

2　公害対策事業

（1）大気保全
　①大気汚染防止のための規制
　②大気汚染状況の常時監視
　③光化学スモッグ緊急時対策
（2）水質保全
　①水質汚濁防止のための規制
　②浄化槽
　③地下水資源保護及び地盤沈下防止対策
（3）土壌汚染対策
（4）ダイオキシン類対策

3　廃棄物対策事業

（1）廃棄物の適正処理推進
　①一般廃棄物
　②産業廃棄物
（2）リサイクルの推進
　①容器包装リサイクル法
　②家電リサイクル法
　③自動車リサイクル法
　④建設リサイクル法

4　温泉保護適正利用事業

（1）温泉掘削・温泉利用

5　そ　の　他

（1）苦情処理
（2）廃棄物対策連絡協議会の運営
（3）環境放射能の定点調査

１　環境活動推進事業

健全で恵み豊かな環境を将来の世代に引き継いでいくためには、環境負荷の少ない持続可能な社会を構築する必要がある。このため、県民・民間団体・事業者・行政が共通の認識に基づき、連携した各種実践活動が定着・継続されるよう支援している。

（１）環境保全活動支援事業費補助金制度

県内の市町村・一部事務組合及び公共的団体等が、「山梨県環境基本計画」の目的である「県民、民間団体、事業者、市町村などの各主体が、目標を共有し、公平な役割分担のもと、自発的かつ積極的に環境の保全と創造に取り組む」ための事業に要する経費に対して、県が１／２の補助金を交付する。

平成29年度実績

市 町 村 名	事　　業　　内　　容	県補助額（千円）
山梨市	・市内小学校において、キッズISO14000プログラム入門編を実施	186
合　　計		186

（２）やまなしエコティーチャーの派遣

　地域における環境の保全及び創造に関する研修会や学校の環境教育等に、講師として県で委嘱した「やまなしエコティーチャー」の派遣を依頼された場合、その派遣に係る経費の一部を補助している。

平成29年度事業　　12回　125，627円補助

申　込　者	研　修　内　容
みいづ保育園	環境に関する講演会
笛吹市立一宮西小学校	環境に関する講演会
宗教法人法幢院	環境に関する講演会
笛吹市立石和第四保育所	環境に関する講演会
笛吹市立八代花鳥保育所	環境に関する講演会
笛吹市立石和第二保育所	はがき作り
笛吹市立かすがい西保育所	環境に関する講演会
笛吹市立芦川へき地保育所	環境に関する講演会
笛吹市立御坂葵保育所	環境に関する講演会
笛吹市立御坂西保育所	環境に関する講演会
笛吹市立御坂東保育所	はがき作り
石和第一保育所	環境に関する講演会

（３）やまなしエコライフ県民運動推進事業

　日々の生活の中で実践できるエコ活動を「やまなしエコライフ県民運動」として提唱し、県民や事業者、各種団体、行政など多様な主体が連携して、次の７つの運動に取り組んでおり、県では、１．～６．の各運動を支援する店舗等を「やまなしエコライフ県民運動推進店」として登録を行っている。

１．マイバッグ運動　　２．マイはし運動　　３．マイボトル運動
４．リユースびん運動　　５．エコドライブ　　６．緑のカーテン運動
７．環境家計簿運動

（４）やまなしクリーンキャンペーンの推進

県では平成8年から、子供から高齢者までの県民参加による身近な地域の環境美化活動の一斉活動日を提唱し、環境保全活動の必要性、及び日常的に環境美化活動が定着するよう啓発している。

平成29年度事業

実 施 回 数	5回
参 加 人 数	77名

（５）環境教育

①水生生物調査

身近な河川の水質汚濁の指標となる水生生物調査を小中学校や市町村とともに行い、水質汚濁の原因を考える機会として実施している

平成29年度調査結果

実 施 主 体	調査河川	調査結果
笛吹市立一宮北小学校	田草川	Ⅰ
笛吹市立一宮北小学校	曲り沢	Ⅰ
笛吹市立石和北小学校	平等川(上流)	Ⅰ
笛吹市立石和北小学校	平等川(笈形橋上流)	Ⅰ
甲州市立大和小学校	日川	Ⅰ

（水質階級）

Ⅰ きれいな水
Ⅱ 少しきれいな水
Ⅲ きたない水
Ⅳ 大変きたない水

２　公害対策事業

快適な生活環境を保全するため、公害関係法令に基づく届出施設等に対し監視・指導等を実施している。また、生活排水対策として浄化槽の適正管理について指導を実施している。

（１）大気保全

①大気汚染防止のための規制

大気汚染防止法等により「ばい煙」、「揮発性有機化合物」及び「粉じん」の排出抑制を行っている。

大気汚染防止法及び山梨県生活環境の保全に関する条例に基づく規制

- ばい煙規制
  - ばい煙発生施設の届出の受理・審査（ボイラー、焼却炉等）
  - 条例特定施設の届出の受理・審査（小型焼却炉）
  - 条例指定工場の許可申請の受理・審査（鉛溶解炉を設置する工場、燃料の総使用量1500L/h以上の工場等）
  - 届出施設等に対する立入検査、排出ガス測定及び指導
- 粉じん防止
  - 一般粉じん発生施設の届出の受理・審査（岩石等の破砕機・ふるい等）
  - 特定粉じん発生施設の届出の受理・審査（石綿を処理加工する施設）
  - 条例特定施設の届出の受理・審査（製綿施設）
  - 特定粉じん排出等作業の実施の届出の受理・審査（石綿が使用されている建築物等の解体・補修）
  - 届出施設等に対する立入検査及び指導
- VOC規制
  - 届出施設等に対する立入検査、排出ガス測定及び指導

（注）　VOCとは、揮発性有機化合物（volatile organic compounds）をいう。
下線部については、森林環境部大気水質保全課で執り行っている。

大気汚染に係るばい煙発生施設等に係る届出状況

平成29年度

種別		設置届（申請）	構造等変更届(申請)	使用届	実施届	廃止届	氏名等変更届	承継届
大防法	ばい煙	2	0	0		15	2	1
	一般粉じん	0	1	0		0	1	0
	特定粉じん排出等作業				11			
県条例	ばい煙	0	0	0		0	0	0
	粉じん	0	0	0		0	0	0
	指定工場	0	0	0		0	0	0
合　計		2	1	0	11	15	3	1

大気汚染に係るばい煙発生施設等の設置状況

平成30年3月末現在

種別 / 市町村名	大気汚染防止法							山梨県生活環境の保全に関する条例				
	ばい煙発生施設					一般粉じん発生施設		特定施設			指定工場	
	ボイラー	廃棄物焼却炉	ｶﾞｽタービン・ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ機関	その他	事業所数	堆積場等	事業所数	ばい煙	粉じん	事業所数	有害	1500L/h以上
山梨市	50	0	8	0	30	17	2	0	7	3	0	0
笛吹市	109	5	23	4	75	105	8	2	15	6	0	2
甲州市	31	0	4	2	24	0	0	0	4	3	0	0
合　計	190	5	35	6	129	122	10	2	26	12	0	2

大気汚染に係るばい煙発生施設等への立入検査等の状況

平成29年度

区分 / 種別		立入検査数	検体採取数	基準違反数	改善指導数	改善勧告数	改善命令数
大防法	ばい煙	6	4	0	0	0	0
	一般粉じん	0		0	0	0	0
	特定粉じん排出等作業	11		0	0	0	0
県条例	ばい煙	0	0	0	0	0	0
	粉じん	0		0	0	0	0
	指定工場	0	0	0	0	0	0
合　計		17	4	0	0	0	0

②大気汚染状況の常時監視

大気の汚染状況を把握し、公害を未然に防止するため、大気常時監視測定局を設け、大気汚染の状況を24時間態勢で監視している。

測定局は全県に12箇所、うち管内には2箇所に設置されており、大気水質保全課に各種大気汚染物質の濃度データを集めて解析している。

大気汚染状況常時監視測定局の設置場所及び測定項目（平成29年度）

局名	設置場所	測定項目							
		NO	NOx	SPM	NO_2	Ox	NMHC	WDWS	PM2.5
東山梨	東山梨合同庁舎	○	○	○	○	○		○	○
笛吹	桃花台学園	○	○	○	○	○		○	

NO：一酸化窒素、NOx：窒素酸化物、SPM：浮遊粒子状物質、NO_2：二酸化窒素、Ox：光化学オキシダント
NMHC：非メタン炭化水素、WDWS：風向風速、PM2.5：微小粒子状物質

③光化学スモッグ緊急時対策等

県では、「山梨県光化学スモッグ緊急時対策要綱」を定め、大気常時監視測定局における測定結果等を基に、光化学スモッグ注意報等を発令し、管内市町村、報道機関等を通じて発令地域住民への情報の周知徹底を行って健康被害の防止に努めている。

光化学スモッグ注意報の発令日数等（平成29年度）

地域	注意報発令日数		予報発令日数		人的被害の届出数	
笛吹	0	(0)	0	(0)	0	(0)
東山梨	0	(0)	0	(0)	0	(0)
合計	0	(0)	0	(0)	0	(0)

（　）内は前年度の状況

（2）水質保全

①水質汚濁防止のための規制

水質汚濁防止法及び山梨県生活環境の保全に関する条例に基づき、工場・事業場の排水規制を実施している。

水質汚濁に係る特定施設等に係る届出状況

平成29年度

種別		設置届（申請）	構造等変更届（申請）	使用届	廃止届	氏名等変更届	承継届
水質汚濁防止法		23	4	0	19	15	5
県条例	特定施設	0	0	0	0	0	0
	指定工場	0	0	0	0	0	0
合　計		23	4	0	19	15	5

水質汚濁に係る特定施設設置事業場等の設置状況

平成30年3月末現在

種別 / 市町村名	水　質　汚　濁　防　止　法									山梨県生活環境の保全に関する条例		
	畜産関係	食品関係	生コン・砂利	メッキ・表面処理	旅館業	クリーニング業	廃棄物関係	その他	合計	特定施設	指定工場	合計
山梨市	16	47	3	4	52	21	1	27	171	3	0	3
笛吹市	11	47	7	8	134	26	5	55	293	12	3	15
甲州市	17	80	7	4	70	14	2	30	224	15	2	17
合　計	44	174	17	16	256	61	8	112	688	30	5	35

水質汚濁に係る特定施設等への立入検査等の実施状況　平成29年度

種別 / 区分		事業場数	立入検査数	検体採取数	基準違反数	改善指導数	改善勧告数	改善命令数
水質汚濁防止法		688	80	51	9	4	5	0
県　条　例	特定施設	30	0	0	0	0	0	0
	指定工場	5	3	3	0	0	0	0
合　計		723	83	54	9	4	5	0

②浄化槽関係

河川や湖沼などの水質汚濁の原因の約7割が、私たちの家庭などから生じる生活排水であると推定されている。

その対策として、浄化漕法の改正により、平成13年度以降に新たに設置する浄化槽は、し尿だけでなく台所や洗濯、風呂などからの排水もまとめて処理できる合併処理浄化槽とすることが義務づけられた。

県では、浄化槽の設置(変更)届の受理、保守点検業者の登録審査、設置者への保守点検や法定検査の実施指導、立入検査などのほか、市町村が行う浄化槽設置整備事業の経費への補助などにより、適正管理の推進と普及率の向上を目指している。

浄化槽設置基数及び保守点検業者登録数　　　　　　　　　　　平成30年3月末現在

市町村名	浄化槽設置基数	浄化槽保守点検登録業者数	市町村名	浄化槽設置基数	浄化槽保守点検登録業者数
山梨市	6,008	6			
笛吹市	10,457	12			
甲州市	6,052	4			
計	22,517	22			

国の交付金制度による浄化槽設置状況　　　　　　　　平成29年度

区　　分	実施市町村	設置基数
浄化槽設置整備事業	山梨市	34
	笛吹市	14
浄化槽市町村整備推進事業	山梨市	10
	甲州市	25

(浄化槽設置整備事業)

下水道事業計画の認可区域以外の地域で、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽設置費用の一部を助成し整備を図っている市町村に対して、国と県がそれぞれ、助成費用の1／3を補助している。

(浄化槽市町村整備推進事業)

下水道事業計画の認可区域外で、緊急に生活排水処理を促進する必要がある地域において、市町村が設置主体となり浄化槽整備事業を行う場合には、国が事業費の1／3を補助し、受益者が設置費用の1／10を負担する。浄化槽は、使用者に貸し出し、使用料を徴収している。

浄化槽設置届出等の件数　　　　　　　　　　平成29年度

届出件数	立入検査数	水質検査数	改善指導数
224	15	12	3

浄化槽保守点検業者の立入検査状況　　　　　平成29年度

登録業者数	立入検査数	改善指導数
22	0	0

③地下水資源保護及び地盤沈下防止対策

重要な資源である地下水を保護し地盤沈下を未然に防止することによって県民の福祉に寄与するため、「山梨県地下水及び水源地域保全に関する条例」に基づき、地下水の適正な採取や水源地域における適正な土地利用の確保について指導をおこなっている。

（３）土壌汚染対策

土壌による人の健康被害を防止するため、平成１５年２月に土壌汚染対策法が施行された。

土壌汚染対策法では、一定の契機に土壌汚染の調査を実施し、基準を超過した場合、要措置区域等に指定すること、また、指定区域における土壌汚染の除去等の措置や土地の形質変更が制限されることなどについて規定している。

このため、関係する工場・事業場からの相談、指導業務を行い、必要に応じて現地調査を実施している。

土壌汚染対策法に基づく調査の施行状況　　平成29年度

関係条	施行内容	件数
第3条	有害物質使用特定施設の使用が廃止された件数	2(33)
	上記のうち、施設設置者以外に土地の所有者がある場合（通知件数）	2(10)
	土壌汚染状況調査の結果報告件数	0(1)
	土壌汚染状況調査を実施中の件数　※	0
	都道府県知事の確認により調査猶予がされた件数	2(　31)
	上記確認の手続き中の件数　※	0
	法施行規則附則第2条の経過措置適用件数	0
	その他（調査を実施するか、確認の手続きをするか検討中等）※	0
	法第3条調査の結果から指定区域として指定した件数	0
第4条	一定の規模以上の土地の形質の変更届出の件数	19(217)
	調査命令を発出した件数	0
	土壌汚染状況調査の結果報告件数	0
	土壌汚染状況調査を実施中の件数　※	0
	法第4条調査の結果から指定区域として指定した件数	0
第5条	調査命令を発出した件数	0
	土壌汚染状況調査の結果報告件数	0
	土壌汚染状況調査を実施中の件数　※	0
	法第5条2項に基づき知事が自ら調査した件数	0
	法第5条調査の結果から指定区域として指定した件数	0
第6条	要措置区域として指定した件数	0
	要措置区域として指定したが土壌汚染が除去（全部）され全部解除した件数	0
	要措置区域として指定したが土壌汚染が除去（一部）され一部解除した件数	0 (　0)
第7条	措置命令の発出件数	0 (　0)
第9条	土地の形質を変更しようとする届出件数（法第9条第1項）	0 (　0)
	指定時に既に着手されていた土地の形質変更についての届出件数（法第9条第2項）	0 (　0)
	非常災害のための応急措置についての届出件数（法第9条第3項）	0 (　0)
第11条	形質変更時要届出区域として指定した件数	0 (　1)
	形質変更時要届出区域として指定した土壌汚染が除去（全部）され全部解除した件数	0 (　1)
	形質変更時要届出区域として指定した土壌汚染が除去（一部）され一部解除した件数	0 (　0)
第12条	形質変更時要届出区域内における形質変更届出件数	0 (　1)
	経過措置による土地の形質変更についての届出件数	0 (　0)
	非常災害のための応急措置についての届出件数	0 (　0)
第14条	自主調査により基準を超過した土地の指定の申請件数	0 (　0)
第16条	汚染土壌の搬出時の届出の受理	0 (　1)
その他	法改正（平成22年3月31日）までに指定区域に指定された後、指定が解除された件数	0 (　1)

※平成30年3月末現在

注（　）内の数値は、法施行日（平成15年2月15日）以降、平成30年3月末までの累計

（４）ダイオキシン類対策

ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等をするため、ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準を定めるとともに、必要な規制、汚染土壌に係る措置等を定めることにより、国民の健康の保護を図ることを目的とし、平成１２年１月にダイオキシン類対策特別措置法が施行された。同法に基づき、規制対象施設等への立入検査等を行い、事業者への指導を実施している。

ダイオキシン類に係る特定施設等に係る届出状況

平成29年度

種別	設置届	構造等変更届	使用届	廃止届	氏名等変更届	承継届
大気関係	0	0	0	0	0	0
水質関係	0	0	0	0	0	0
合　計	0	0	0	0	0	0

ダイオキシン類に係る特定施設等の設置状況

平成30年3月末現在

種別／市町村名	大気関係			水質関係		事業所数
	廃棄物焼却炉	アルミ溶解施設	その他	廃棄物焼却炉に係わる廃ｶﾞｽ洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設	その他	
山梨市	1	0	0	0	0	1
笛吹市	9	0	0	0	0	5
甲州市	0	0	0	0	0	0
合　計	10	0	0	0	0	6

ダイオキシン類に係る特定施設等への立入検査等の状況

平成29年度

種別	立入検査数	採取検体数	基準違反数	改善指導数	改善勧告数	改善命令数
大気関係	4	1	0	0	0	0
水質関係	0	0	0	0	0	0
合　計	4	1	0	0	0	0

３　廃棄物対策事業

廃棄物の適正処理を推進するため、産業廃棄物処理業者及び排出事業者に対する監視・指導等を実施している。

高度成長時代の大量生産・大量消費・大量廃棄社会から脱却し、資源循環型社会を構築するため、循環型社会形成推進基本法に基づき、容器包装リサイクル法・家電リサイクル法・建設リサイクル法・食品リサイクル法・グリーン購入法等が施行され、使い捨て社会から資源循環型社会への移行を目指している。

資源循環型社会を構築するため、リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用）の3Rの取り組みを推進していく。

（１）廃棄物の適正処理推進

①一般廃棄物関係

一般廃棄物は、市町村が処理に関する計画を定めるものとされており、市町村は計画に従い、生活環境の保全に支障のないよう一般廃棄物の処理を行なっている。

県では、一般廃棄物処理施設への立入検査等を実施し、処理施設が適正に維持管理されるよう支援している。

ア） 市町村

一般廃棄物処理施設の設置状況（市町村）　平成29年度

市町村名	ごみ焼却施設	粗大ごみ処理施設	リサイクルプラザ	ごみ燃料化施設	埋立処分施設	し尿処理施設
山梨市	0	0	0	0	0	1
笛吹市	0	0	0	0	0	1
甲州市	0	0	0	0	0	1
甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合	1	1	1	0	0	0

施設数及び立入検査状況　平成29年度

種　別	施設数	立入検査数	指導数	焼却灰・水質検査数	焼却灰・水質不適数
ごみ処理施設	0	0	0	0	0
し尿処理施設	2	2	0	2	0

イ） 民間

一般廃棄物処理施設（民間）　平成29年度

	焼却施設	粗大ごみ処理施設	資源化施設	その他
施設数	2	1	0	3

施設数及び立入検査状況　平成29年度

種　別	施設数	立入検査数	指導数	焼却灰・水質検査数	焼却灰・水質不適数
一般廃棄物処理施設	6	3	0	0	0

②産業廃棄物関係

産業廃棄物の不適正処理による生活環境保全上の支障や景観への影響などを未然に防止するため、産業廃棄物処理業者や排出事業者に対する監視・指導等を実施している。

ア）産業廃棄物処理業許可及び立入検査数　　　　　　　平成29年度

種　別	※許可事業者数	立入検査数	改善指導数
産業廃棄物収集運搬業者	112	11	3
産業廃棄物処分業者	15	8	0
特別管理産業廃棄物収集運搬業者	6	0	0
特別管理産業廃棄物処分業者	1	0	0
計	134	19	3
産業廃棄物処理施設	9	3	0
産業廃棄物排出事業者	ー	49	6

※許可事業者数は、平成30年3月末現在

種　別	※2　施設数	立入検査数	改善指導数
最終処分場　※1	2(埋立終了）	0	0

※1　設置の際、許可等が不要であった施設
※2　施設数は、平成30年3月末現在

イ）　行政処分

平成29年度

行政処分の種類	違反事由	被命令者（種別）
許可取消	役員の欠格事由該当（法第16条2違反）	A

※被命令者（種別）欄の入力は、次の記号とおり。
Ａ：産業廃棄物収集運搬業者
Ｂ：産業廃棄物処分業者
Ｃ：特別管理産業廃棄物収集運搬業者
Ｄ：特別管理産業廃棄物処分業者
Ｅ：産業廃棄物処理施設
Ｆ：産業廃棄物排出事業者
Ｇ：最終処分場（設置の際、許可等が不要であった施設）

（2）リサイクルの推進

①容器包装リサイクル

容器包装リサイクル法は、家庭ごみの半分以上を占めている容器包装ごみをリサイクルすることにより、ごみ減量と循環型社会を推進することを目的に定められ、平成12年4月に完全施行された。

管内では全市で分別収集を実施しており、また、再生品などの環境にやさしい物品の利用促進についても啓発を行っている。

②家電リサイクル

家電リサイクル法は、一般家庭等から排出される不要になった家電4品目（テレビ、冷蔵庫（冷凍庫を含む。）、洗濯機、エアコン）から、有用な部品・素材のリサイクルを図ることにより、循環型社会を推進することを目的に定められ、平成13年4月に施行された。県では、4品目の家電製品が通常の廃棄物として埋立等により処分されることがないよう指導しているが、有料化されたことから、これらの不法投棄件数が増加している。なお、平成21年4月1日からは、液晶テレビ、プラズマテレビ及び衣類乾燥機が新たに対象品に加わった。

③自動車リサイクル

使用済み自動車のリサイクル・適正処理の制度を構築するため、引取業者、フロン回収業者、解体業者、破砕業者に役割分担を義務づけた自動車リサイクル法が、平成17年1月から全面施行となった。

業種別事業者数及び立入検査数・指導数　　　　　平成29年度

	登録・許可業者数	立入検査数	改善指導数
引取業者	116	6	0
フロン類回収業者	18	6	0
解体業者	8	3	0
破砕業者	4	2	0
合　計	146	17	0

※登録・許可業者数は平成30年3月末現在

④建設リサイクル関係

一定規模以上の工事(対象建設工事)については、特定建設資材廃棄物を基準に従って工事現場で分別(分別解体等)し、再資源化等することが義務付けられ、平成14年5月30日に施行となった。

（義務付けは、特定建設資材を用いた建設物等の解体工事、特定資材を使用する新築工事に限られる。）

建設リサイクル法に基づく立入検査数・指導数　　　　　平成29年度

立入検査数	うち非飛散性石綿保有施設数	うち業務用冷凍空調機器保有施設数	改善指導数	うち非飛散性石綿保有施設数	うち業務用冷凍空調機器保有施設数
38	0	2	6	0	0

※立入検査は、管轄建設事務所と合同で実施

4　温泉保護適正利用事業

貴重な地下資源である温泉を保護し、利用の適正を図り、公共の福祉の増進に寄与することを目的に、源泉所有者及び利用施設等に対し監視・指導等を実施している。

源泉・利用施設及び許可件数　　　　　平成30年3月末現在

市町村名	源泉数	利用施設数	平成29年度許可件数 掘削等	動力	利用	市町村名	源泉数	利用施設数	平成29年度許可件数 掘削等	動力	利用
甲州市	14	29	1	0	0						
山梨市	30	26	0	0	0						
笛吹市	81	98	0	0	2						

※掘削等……掘削、増掘、採取許可、ガス濃度確認申請

源泉・利用施設立入検査数　　　　　平成29年度

	源　泉	利用施設
件　数	113	2

5　その他

（1）公害等苦情対応

住民等からの公害や廃棄物などの苦情について、原因者（発生源）に対し、原因の除去などの抜本対策を目指した指導を迅速に行い、問題の早期解決を図っている。主な内容は、「廃棄物の不適正処理や不法投棄」「河川への油等の流出による水質汚濁」などであり、多くの場合、法令により市町村が所管する騒音振動や悪臭も含め、管内3市と連携して処理にあたっている。

公害等苦情対応　　　　　　　平成29年度

	大気	水質	廃棄物	その他	合計
件数	2	9	5	7	23

（2）廃棄物対策連絡協議会の運営

廃棄物の適正処理の普及・啓発を図り、不法投棄等の防止による生活環境の保全と公衆衛生の向上を目的として、県・市町村・警察署などで構成する「峡東地域廃棄物対策連絡協議会」を設立（平成3年）し、2名の専任廃棄物監視員による不法投棄防止パトロール、適正処理の啓発活動、緊急を要する不法投棄物の撤去処理などの事業を実施している。

監視員　パトロール状況　　　　　　　　平成29年度

監視延日数	不法投棄確認箇所数	不法投棄確認量(t)	撤　去　量(t)
488	328	19.06	10

（3）環境放射能の定点調査

県民の身近な環境における放射線への関心は高く、県民の放射性物質に対する不安感を払拭する必要があることから、管内1地点で一般環境中の空間放射線量率モニタリング調査を実施している。

調査地点：東山梨合同庁舎
調　査　日：毎月第３月曜日
調査結果：０．０４０～０．０５５μＳｖ／ｈの範囲